

第1条 BizSTATION 振込送金組戻し・訂正サービスおよび BizSTATION 振込送金組戻し・訂正サービス利用規定

1. BizSTATION 振込送金組戻し・訂正サービス（以下「Biz 組戻し・訂正サービス」といいます。）とは、BizSTATION ご利用のお客さまが振込取引（第2条第2項に定める振込取引を指します。）における依頼内容の組戻し（第6条に定めます。）・訂正（第7条に定めます。）または再振込（第8条に定めます。）、およびこれらに関する照会（第2条第1項に定めます。）を BizSTATION で行うことができるサービスのことをいいます。
2. Biz 組戻し・訂正サービスの利用にあたっては本 BizSTATION 振込送金組戻し・訂正サービス利用規定（以下「Biz 組戻し・訂正サービス規定」といいます。）および BizSTATION 利用規定を適用・準用するものとします（BizSTATION 利用規定に規定された「本サービス」に Biz 組戻し・訂正サービスが含まれるものとします。）。なお、Biz 組戻し・訂正サービス規定と BizSTATION 利用規定が抵触する場合には、Biz 組戻し・訂正サービス規定が優先されるものとします。

第2条 Biz 組戻し・訂正サービスの内容

1. Biz 組戻し・訂正サービスには、以下4種類のメニューがあります。
 - ①資金返却済明細照会：強制資金返却や組戻し等により引落口座に振込資金が返却された明細を画面に表示します。
 - ②振込不着明細照会：何らかの理由でお客さまの指定した振込先に入金されていない明細を画面に表示します。
 - ③組戻し・訂正：振込不着明細を当行所定の方法により組戻し、訂正または再振込依頼できます。
 - ④取引結果照会：上記③の取引結果を画面に表示します。
2. 前項の対象は、BizSTATION・CAMS・U-LINE 等当行所定の方式によりあらかじめお届けいただいたサービスでご依頼のあった振込取引です。ただし、当行所定の方式によりあらかじめお届けいただいた場合であっても、BizSTATION（Biz 組戻し・訂正サービスに係る BizSTATION を指します。）におけるサービス指定口座以外の口座を引落口座とした振込取引の場合、ご利用者の権限設定状況によっては前項のメニュー①から④までの全部又は一部がご利用できないことがあります。

第3条 利用手数料・振込組戻手数料・振込訂正手数料・再振込手数料

1. Biz 組戻し・訂正サービスの利用にあたっては、Biz 組戻し・訂正サービス利用手数料および消費税・地方消費税相当額（お客さまが非居住者であるか、また本サービスの提供が消費税の免除されるものであるかを問いません。以下「消費税」といいます。）をいただきます。（税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。）手数料金額につきましては、当行所定のものとなりますので、ウェブサイト上で随時ご確認ください。この場合、当行は Biz 組戻し・訂正サービス利用手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、代表口座から当行所定の日に自動的に引落します。Biz 振込送金組戻し・訂正サービス利用手数料および消費税が引落せなかった場合、当行は引落せなかった額に相当する金額を登録されているサービス指定口座から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引落せるものとします。なお、サービス指定口座が外貨預金の場合は引落日における当行所定の外国為替相場により換算のうえ引落せるものとします。
2. 第2条③により組戻しまたは訂正依頼をする場合、BizSTATION 利用規定第10条に準じ振込組戻手数料または振込訂正手数料および消費税をいただきます。
3. 第2条③により再振込依頼をする場合、振込組戻手数料、BizSTATION の振込手数料および消費税をいただきます。（明細によっては、振込組戻手数料はかかりません。）

第4条 利用申込・サービスの取止め

1. Biz 組戻し・訂正サービスの利用を申込される方は Biz 組戻し・訂正サービス規定・BizSTATION 利用規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ当行所定の方法により申込むものとします。
2. お客さまは、当行所定の方法により Biz 組戻し・訂正サービスを取止めることができます。ただし、当行がサービス取止めの操作を行なう時点で振込不着明細がある場合、かかる明細は BizSTATION 利用規定第10条に基づき依頼内容の訂正・組戻しを行なうものとします。

第5条 振込不着明細照会について

第2条第2項により定められた取引について、被仕向銀行あるいは被仕向支店から振込不能である旨の照会を当行が受信した等、何らかの理由でお客さまの指定した振込先に入金されない明細がある場合、お客さまは、自らの責任において、第2条第1項②振込不着明細照会により振込不着の事実および振込不能事由を確認するものとし、お客さまがこの確認を怠ったことによりお客さま等に損害が生じた場合であっても当行は責任を負いません。

第6条 組戻し取引について

1. 第2条第2項により定められた取引について、お客さまから依頼のあった、第2条第1項③の組戻しにより振込資金が返却された場合、当行はかかる振込資金をお客さまが当該取引に使用した引落口座に入金します。この場合、お客さまは、自らの責任において、第2条第1項①資金返却済明細照会により振込資金返却の事実および資金返却事由を確認するものとし、お客さまがこの確認を怠ったことによりお客さま等に損害が生じた場合であっても当行は責任を負いません。
2. 一度依頼した組戻しは取消・変更はできません。

第7条 訂正取引について

1. 第2条第2項により定められた取引について、第2条第1項③の訂正をする場合、訂正可能な項目は「科目」・「口座番号」・「口座名（カナ）」とします。ただし、「口座番号」と「口座名（カナ）」を同時に訂正することはできません。「口座番号」と「口座名（カナ）」を同時に訂正する必要がある場合には、第2条第1項③の再振込依頼または組戻しによる資金返却後、再度振込依頼を行うものとします。
2. 一度依頼した訂正は取消・変更はできません。
3. 第1項による訂正を当行が処理する前に被仕向銀行あるいは被仕向支店から、口座なし、口座解約済等の理由により振込資金が返却された場合、当行は同項の訂正処理をせず、かかる振込資金をお客さまが当該取引に使用した引落口座に入金します。この場合、お客さまは、自らの責任において、第2条第1項①資金返却済明細照会により振込資金返却の事実および資金返却事由を確認するものとし、お客さまがこの確認を怠ったことによりお客さま等に損害が生じた場合であっても当行は責任を負いません。

第8条 再振込取引について

1. 第2条第1項③の再振込とは、第2条第2項により定められた取引について、何らかの理由でお客さまの指定した振込先に入金されない明細がある場合、「金融機関コード」・「支店コード」・「科目」・「口座番号」・「口座名（カナ）」の全部または一部を修正し、その振込資金により再度振込依頼を行うことをいいます。
2. 当行所定の時限までに再振込依頼のための承認操作が行われていない場合、当行は、再振込処理を行いません。
3. 一度依頼した再振込は取消・変更はできません。
4. 第1項による再振込の実施日は、当初振込指定日とします。ただし、当行は、被仕向銀行あるいは被仕向支店等から振込資金の返却を受けた後に、再振込指定口座あてに振込通知の発信処理を行うこと等をするため、当初振込指定日に振込が実行されない場合があります。また、残高不足等により資金の引落しがされなかった場合、当行は、当該再振込取引を実行する義務を負いません。お客さまは、自らの責任において、第2条第1項④取引結果照会により取引結果を確認するものとし、お客さまがこの確認を怠ったことによりお客さま等に損害が生じた場合であっても、当行は責任を負いません。

第9条 提供情報

1. Biz 組戻し・訂正サービスで提供される情報は、お客さまの照会操作時点で当行のシステム上提供可能なものに限られ、必ずしも最新の情報あるいはすべての情報を反映したものとは限りません。
2. 前項により生じた損害については、当行は責任を負いません。

第10条 関係規定の適用

1. 第1条第2項の定めによらず、組戻し、訂正および再振込の方法については BizSTATION 利用規定第10条に定められた方法も可能であるものとします。
2. Biz 組戻し・訂正サービス規定および BizSTATION 利用規定に定めのない事項については、当行関連諸規定を適用または準用するものとします。

第11条 サービス内容または規定の変更

当行は Biz 組戻し・訂正サービスまたは Biz 組戻し・訂正サービス規定の内容を、事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

第12条 補則

1. 旧 UFJ 店の口座をお持ちの方向け法人インターネットバンキング・U-LINE Web シリーズの振込送金組もどし・変更サービスをご利用の場合、当行所定の日より Biz 組戻し・訂正サービスがご利用になれるものとします。
2. 前項にあたっては、① U-LINE Web サービスご利用規定・② U-LINE Web 振込送金組もどし・変更サービスご利用規定等の内容に基づき、U-LINE Web 申込書・U-LINE Web Pro 申込書等をもって、当行所定の日から Biz 組戻し・訂正サービスの利用を申し込んだものとし、あらたな当行所定の書類提出は不要とします。
3. 当行は、U-LINE Web 申込書・U-LINE Web Pro 申込書等に記載された内容を元に、U-LINE Web シリーズの振込送金組もどし・変更サービスに準じた Biz 組戻し・訂正サービスがご利用いただけるよう、当行所定の方法により必要な各種項目を設定します。U-LINE Web シリーズの振込送金組もどし・変更サービスのご利用者が Biz 組戻し・訂正サービスをご利用されるにあたっては、これらの項目設定ならび本規定をご了承されたものとします。

以上